

## ●教育実習について

教育実習は、他の科目と違って特別の手続きを必要とするものです。それは、教育実習が実際の教育現場で2週間にわたり行われるからです。そのため、これらの実習については、あらかじめ受け入れ先を決めておくなどの準備が必要となります。いったん決めた受け入れ先を変更することはできませんし、途中で取りやめることもできません。これらのことに十分に留意して、手続きを進める必要があります。

※教育実習・教育実習指導・教職実践演習は正科生または、本学を卒業した科目等履修生が履修できます。

※二種免許状のみをお持ちの方は、教育実習と実習指導、教育実践演習も本学で取り直しとなります。

### (1)教育実習を履修するための資格要件

教育実習は、将来教員を目指す人のために、実習校と所轄教育委員会の教育的配慮・好意によって受け入れて頂くものです。また、実際の教育現場において実習を行うわけですから、厳しい条件が要求されます。必要な要件をすべて充足していない場合には、実習の資格がないものと見なし、実習を履修できません。

また、一度申し込むと、特別の事情がない限り、自発的な辞退はできません。

- 1年次 ●履修登録を済ませて、4月の「教職ガイダンス」に必ず出席し、教職課程費を納入すること
- 2年次 ●2年次編入学で課程登録を希望する場合は、4月の「教職ガイダンス」に必ず出席し、教職課程費を納入すること
  - 2年次終了までに、『教職論』『教育の理念と歴史』『教育心理学』『教育の方法と技術』『情報科教育法1』の単位を修得すること
  - 2年次終了時で卒業に必要な単位を70単位以上修得すること
- 3年次 ●教育実習校を自分で見つけること
  - 4月の「教育実習のためのガイダンス」に必ず出席し、教職課程担当教員より翌年実習予定の許可を得ること
  - 3年次終了までに『教育制度論』『教育課程論』『特別活動と総合的な学習の時間の指導法』『情報科教育法2』の単位を修得すること
  - 3年次終了時で卒業に必要な単位数を100単位以上修得していること
  - 教育実習に関わる諸書類「教育実習申込書」、「実習従事誓約書」等を所定の期日までに提出していること
- 4年次 ●『教育実習指導』を履修登録し、事前の指導をスクーリングで受けていること
  - 『生徒指導・進路指導論』『教育相談』を最終的に単位修得すること

通信課程の場合、4年次を「卒業する年」とし、3年次は「その前年」と考え、卒業する年はいつなのか、その年に教育実習に行くためには学習をどのように進めるかをしっかりと計画してください。

### (2)実習校の決定と実習期間

基本的には各自が出身校での内諾交渉をします。実習は、1週間45時間を持って1単位とし、高校の2週間で2単位を履修します。ただし、実習校においてはそれぞれの実情に応じて、実習期間や方法が一律ではありませんので、事前に十分に実習校と相談してください。

## ●教育実習指導について

教育実習に行くためには、事前・事後の指導を対面で受講しなければなりません。事前指導では、教育実習に必要な心構えや基礎知識を学ぶとともに、授業実践に必要なオリエンテーションが行われます。事後指導では、教育実習を終えた後に、それぞれに実習校での体験や知見を話し合い各自の教育実習の意味をまとめます。

## ●履修カルテについて

「教育の基礎的理解に関する科目等」に『教職実践演習』があります。これは、教職課程総まとめの必修科目として、「教科及び教科の指導法に関する科目」および「教育の基礎的理解に関する科目等」の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認し、弱点領域を補うなど、重要な位置づけがなされている科目です。

そのため、この『教職実践演習』において、各学生は履修登録した科目の履修履歴を記録しておかなければなりません。つまり各科目に関する『履修カルテ』を各自作成しておくこととなります。「教職実践演習」では、この『履修カルテ』を踏まえて指導を受け、各自の不足している知識や技能等を補うことになるわけです。

『履修カルテ』は、LMSを使用して記入管理をします。

## 正科生2次編入学の教職課程単位認定

出願の際に教職課程希望を明記し、出身校の発行する、新法による「学力に関する証明書」と「シラバス(講義概要)」を提出してください。